

令和6年4月17日

お取引先 各位

株式会社日乃出アートプロダクト

「でんさい」による支払いに関するご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、お取引先様への代金の支払について、約束手形を利用しておりましたが、政府における2026年までの約束手形・小切手の利用廃止の方針等を受け、弊社においても令和6年5月以降、ご同意いただいたお取引先様との間のお取引について、「でんさい」による支払を開始させていただくことを予定しております。

※でんさいによる支払条件

請求書締め日:末日 支払日:翌月末日

支払方法1:請求金額が30万未満 全額振込

支払方法2:請求金額が30万以上の場合のみ 振込30%・でんさい70%(サイト130日)

弊社からのお支払における振込手数料を弊社負担と致します。

弊社が新たな支払方法として採用する「でんさい」は、約束手形や小切手等に代わる決済手段として、株式会社全銀電子債権ネットワーク(通称「でんさいネット」)が提供する電子記録債権であり、利用メリットの高い決済手段でございます。

※「でんさい」の利用イメージおよびメリットについては、別紙1「でんさいについて」をご参照ください。

つきましては、「でんさい」による支払について、貴社のご意向を確認させていただきたく、別紙2「『でんさい』の受取に関する回答書」をご記入いただき、下記メールアドレスに、5月10日(金)までに、ご返信いただきますようお願い申し上げます。

本件、お手数をおかけいたしますが、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

敬 具

【お問い合わせ先】

株式会社日乃出アートプロダクト

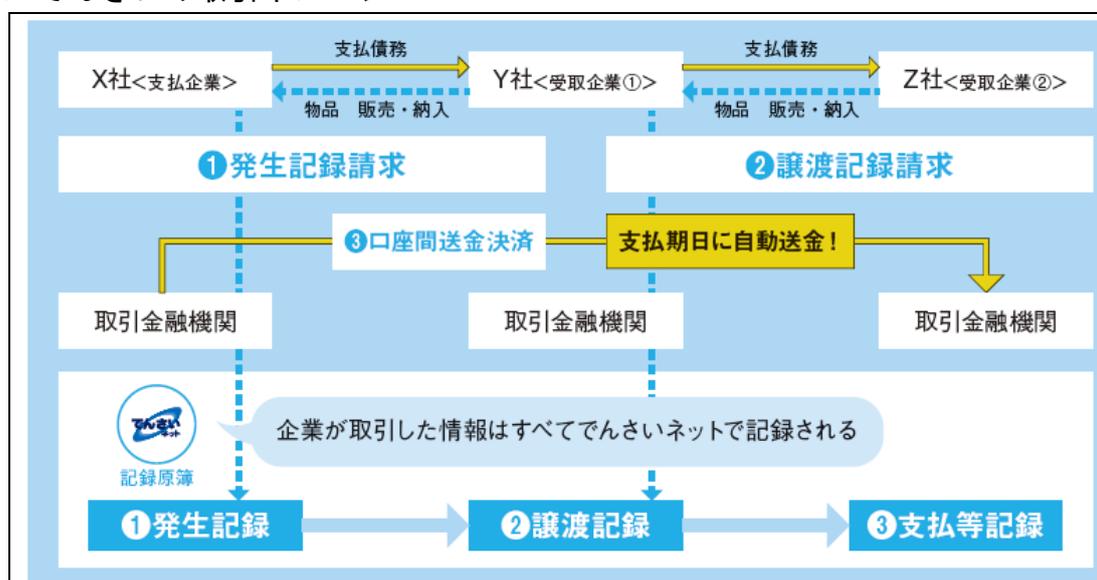
総務部 陣内

電話 0745-44-3621

メール hinodeassist@grace.ocn.ne.jp

でんさいについて

1. でんさいの取引イメージ



① 「でんさい」の発生記録【手形でいう振出】

X社が、取引金融機関のインターネットバンキング等を通じて「発生記録請求」を行うことで、でんさいネットに「発生記録」が記録され、「でんさい」が発生します。

② 「でんさい」の譲渡記録【手形でいう裏書譲渡】

Y社が、取引金融機関のインターネットバンキング等を通じて「譲渡記録請求」を行うことで、でんさいネットに「譲渡記録」が記録され、「でんさい」がZ社に譲渡されます（原則、譲渡人を保証人とする保証記録が随伴します）。

③ 「でんさい」の口座間送金決済【手形でいう取立依頼】

支払期日になると、自動的にX社（支払企業）の決済口座から決済資金が引き落とされ、Z社（受取企業②）の決済口座に入金されます（取立依頼のような手続は必要ありません）。

※ 詳細は、でんさいネットのウェブサイト (<https://www.densai.net/>) をご覧ください。

※ 「でんさい」は、銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、農協系統金融機関等、でんさいネットに参加している全国の金融機関でご利用いただけます。

※ 「でんさい」のご利用にはお取引金融機関所定の手数料が必要となります。

2. でんさいの主な利用メリット

- ① ペーパーレスのため、手形の搬送や保管に係るコスト・事務負荷および紛失等リスクを削減することが可能です。
- ② 支払期日に自動的に決済口座に資金が振り込まれるため、手形のような取立手続が不要です。
- ③ 支払期日に指定口座に資金が振り込まれた時点で、資金を利用することが可能です。
- ④ 割引や譲渡を行う場合、必要な金額分だけを分割して利用することが可能です。

令和6年 月 日

株日乃出アートプロダクト 総務部 宛

貴社名			
住所			
ご担当課名		ご担当者様名	
電話番号		FAX番号	

「でんさい」の受取に関する回答書

下記の【 】の該当するところに○印をつけてください。

1. 【 】 今後「でんさい」で受取るよう申請します。

利用者番号												
決済口座	金融機関名					金融機関コード						
	支店名					支店コード						
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号									
変更可能時期※					年				月			分

※「でんさい」を発生（手形でいう振出）する月。

後日、手形から「でんさい」への支払方法の変更開始時期等をご案内いたします。

2. 【 】 「でんさい」の利用準備が完了次第、「でんさい」で受取るよう申請します。

準備完了予定					年				月		
--------	--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--

※お手数ですが、利用準備が完了しましたら、上記「1.」に契約内容を記入いただき、再度、送付願います。

3. 【 】 受取方法は従来のままとします。

※但し、2026年の約束手形利用廃止まで。

<「でんさい」で受取られない理由を可能な範囲でご記入ください>

【ご不明な点や手続上の要望事項等がありましたらご記入ください】

--

以上